

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 3 号	
件 名	新潟中央環状道路及び関連道路の都市計画決定に反対することについて	
要 旨	<p>新潟中央環状道路の名称で、都市計画決定に向けて当局が鋭意努力されておられる道路計画に極めて重要な瑕疵があり、このまま道路計画が進められると、未来永劫にわたって地域住民に経済的損失と、住民の生活基盤に多大な苦痛と、安寧に暮らす環境を奪う結果が生じると推測されることから、計画の撤回を陳情するものです。</p> <p>この道路計画は言うまでもなく、新潟都市圏総合都市交通計画協議会による第2回パーソントリップ調査により、新道路網の検討において提案された現在のはしご状から放射環状へと、新潟市内に流入する通過交通量の排除と沿線の工業団地に関連する交通量の分散及び導入を促す目的で、新潟市島見町から旧巻町焼山に至る総延長約 45.4 キロメートルの特に重要な道路計画です。この道路の建設促進に関しては、沿線 8 市町で平成 3 年 8 月 19 日に新潟地域大外環状道路整備推進協議会が設立され、その後、平成 4 年度・5 年度の 2 カ年で総額 4,300 万円（旧白根市負担分 584 万 7,000 円）の血税を使ってルートが調査が実施され、このルートを新潟大外環状線の概略ルートとし 8 市町で絶対に変えないで建設を促進することに合意したものです。</p> <p>その後、平成 6 年 4 月 1 日新潟大外環状線が主要地方道に認定され、一部都市計画決定を残して県道として整備が一挙に進むことになったわけです。新潟県議会でも新潟地域大外環状道路整備推進議員協議会が結成され、建設促進機運は高まりました。また、平成 6 年 12 月に旧黒埼町の最高意思決定機関の議会で、板井地区及び木場地区の住民の総意による黒埼側の概略ルート並びに早期促進の請願が全会一致で採択され、平成 9 年 9 月 26 日の町議会で請願に基づいて、新潟大外環状線黒埼側ルートの決定と事業の早期推進に関する要望決議が、全会一致で原案のとおり可決されています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 2 月 17 日	第 1 項 第 2 項 } 環境建設常任委員会
受 理	平成 23 年 1 月 17 日	第 5 0 3 号

また、旧白根市の最高意思決定機関の議会では、議会に特別委員会を設け、概略ルートの都市計画決定に長年審議を重ね、促進に向け努力をされ、平成10年9月21日に、新潟大外環状線白根市ルートの決定と事業の早期促進に関する要望決議が全会一致で原案のとおり可決されました。この可決の後、平成10年12月定例会に概略ルートの沿線の住民代表から、新潟大外環状線白根市ルートの早期の都市計画決定と早期事業着手、そして沿線の地域に対して国土利用計画法に基づく土地利用計画を早期に定めて建設促進を求める請願が出され、全会一致で採択されています。

この時点で新潟大外環状線の旧白根市のルートは決まっています。

この不動のルートを踏まえて、市町村の合併の特例に関する法律のもと、地方自治法の規定に基づく合併建設計画の中で概略ルートを整備するという約束で合併を行ったのです。

合併後、新潟市が政令指定都市になると、権限移譲で道路法第3条の規定の県道の建設維持が新潟市の所管になり、名称を新潟中央環状道路と変えただけでなく、私どもの地域の通過ルートを大きく変更し、概略ルートを逸脱し、一番重要な生活道路の県道白根亀田線を寸断することになります。そして私どもの集落にとって通勤通学など日常生活に利便なすべての生活道路を寸断し、一番大切な生活基盤の農業が道路建設によってできなくなります。

白根市が存続していたころ、私どもの集落に対する道路の新設の説明では、国、県、市も常に「現道を使用すると費用と時間がかかるので新たに道路を作るのが原則です」と説明されていましたが、政令指定都市の新潟市はこの道路計画に関しては「現道を使うと安くなる」との一点張りで、まるで逆の説明です。

私ども集落の住民は今の新潟市を信じることはできません。前段に経過を申し述べましたように、我が国は明治以来の法治国家であり、政令指定都市の新潟市は法令遵守を標榜され、コンプライアンス条例までつくっています。法令遵守を要諦とされ、行政運営をされている新潟市が法のもとで約束したルートを強行に変更して20.2キロメートルを都市計画決定すれば、その日からこの道路計画に関して我々は協力することができません。

貴議会も平成20年7月に都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針、いわゆる新潟市都市計画基本方針を議決しています。

その議決したルートは合併のとき約束した概略ルートです。新潟市の最高意思決定機関での議決は、大変重く受けとめるべきと存じます。

(次項につづく)

貴議会におかれましては、南区上塩俵の住民の苦衷を御賢察の上、市町村の合併の特例に関する法律のもとで約束した概略ルートで新潟中央環状道路の都市計画決定がなされ、建設促進が実施されますよう下記の事項について陳情します。

記

- 1 新潟中央環状道路の計画は、合併協議会の協議の中で市町村の合併の特例に関する法律のもとで約束した概略ルートで市当局は道路計画を推進すべきである。新潟市議会で平成20年7月議決した新潟市都市計画基本方針の中に明記した新潟中央環状道路のルートは、概略ルートと同一であることから、市当局は概略ルートを不動のルートと認識し、万難を排して道路計画を推進すること。
- 2 新潟中央環状道路の都市計画決定に向け、現在当局が説明している県道白根亀田線を使用したルートを南区上塩俵の住民は看過できない。このルートで強行に推進するのであれば、道路計画そのものを白紙撤回すること。